

令和5年度版

家庭ごみの出し方

○ごみは夜出さず、収集日の朝8時までにしてください。(ごみの収集は朝8時から始まります。)

○指定袋は、口をしっかりと結んで出してください。(ひもやガムテープ等は、使用しないこと。) ※あなたの収集日(曜日)を記入しましょう。

燃えるごみ	指定袋 燃えるごみ	プラマーク以外のプラスチック製品 (玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢等)	靴・革・ゴム製品 使い捨てカイロ 保冷剤・乾燥剤	衣類	水洗いしても汚れの落ちない プラスチック容器 食用油 歯磨きチューブ 化粧品	毎週 曜日	
	指定袋 燃えないごみ	生ごみ・貝殻 (水気をよく切る。)	天ぷら油(紙・布にしみこませる。)	板・枝類 ビニールホース (50cm以下に切って指定袋に入れて出す。)	マヨネーズ レトルトパック	毎月 第3回 曜日	
資源	指定袋 資源ごみ	アルミマーク スチールマーク	お菓子の缶	フッシュ	スプレー缶は、必ず中身がないことを確認した後、屋外の火の気のない風通しのよい場所で穴をあける。	毎月 第1回 曜日	
	指定袋 資源ごみ	紙製容器包装 紙パック 段ボール 新聞 雑誌・チラシ	紙製容器包装だけ指定袋に入れる。	紙パック すすいで切り開いて乾かす。	ひもで十字にしばる。	毎月 第2回 曜日	
ごみ	指定袋 資源ごみ	プラマーク PET ペットマーク	ペットボトル	ペットボトル	中を水洗いする。キャップやラベルは「プラスチック製容器包装」へ出す。	毎月 第1回 3回目 曜日	
	指定袋 資源ごみ	キャップや栓を取る。	中を水洗いする。	飲食用のびん ワンカップ	キャップや栓については、木製の物は「燃えるごみ」、金属製の物は「缶」、プラスチック製の物は「プラスチック製容器包装」へ出す。	毎月 第4回 曜日	
収集場に出せないごみ	粗大ごみなど	マットレス タンス ベッド 食器棚 自転車 土砂・砂利 ブロック、レンガ	物干し台 油圧ジャッキ	自己搬入できない場合は有料で収集します。市役所まちづくり支援課窓口で処理券を購入して予約してください。	<料金> 120cm以上の長さのあるもの1個につき1,000円(消費税が加算されます) 全ての辺が120cm未満のもの1個につき500円(消費税が加算されます)		
	一時多量ごみ	大掃除や引越して出たごみ、草木などは自分で処理施設に運ぶか、一般廃棄物処理業者に依頼してください。					
	事業系一般ごみ	商店・飲食店・事業者等から出る一般廃棄物は、自己搬入するか一般廃棄物処理業者に依頼してください。					
	エアコン・テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機	家電リサイクル法により処理できません。販売店にお問い合わせください。	エアコン ブラウン管テレビ 液晶テレビ プラズマテレビ	冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機			
パソコン ディスプレイ	パソコンはメーカーなどにより、リサイクルされますので処理できません。販売店、メーカーなどにお問い合わせください。	デスクトップパソコン(本体) ノートパソコン CRTディスプレイ 液晶ディスプレイ 一体型パソコン 薄型パソコン					
危険物など	処理できません。購入先や処理専門業者に処理を依頼してください。	バッテリー 医療廃棄物	農機具 消火器	事業系の土砂・コンクリート その他破砕不適な物。			
産業廃棄物	建築廃材・農業用ビニール・廃プラなどは産業廃棄物処理専門業者に依頼してください。農業用ビニール等はJA(農協)にご相談ください。	バイク ホイール、タイヤ 農薬・劇薬	廃油類	ガスボンベ 石・コンクリート			

家庭ごみは自己搬入することができます。(ごみの種類ごとに料金を徴収いたします。)

詳しい分別方法については、ごみ分類表を参照してください。

問い合わせ先

十和田市まちづくり支援課 ☎(0176) 51-6726
 十和田地域広域事務組合 ☎(0176) 28-2654
 (十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。

令和5年度家庭ごみ収集日程表(2023年4月1日~2024年3月31日) ~旧十和田湖町地区~

燃えるごみの収集日程

(12月30日~1月3日を除いて、祝日・休日も収集します。)

収集地区名	曜日
<沢田地区> 芦名沢、篠沢山開拓、館、深堀、向村、水尻、二ツ家、田屋、太田、太田川原、下洗、三日市 <奥瀬地区> 大畑野、栃久保、高田、立石、生内、仙ノ沢開拓、冷水、道交、中川原、下川目、仙ノ沢、上川目、新川原、小沢口、中ノ渡 ※12月は29日まで、1月は5日から収集します。	毎週火・金
<焼山地区> 焼山、十和田湖温泉郷、第二温泉郷 <法量地区> 湖沢、片貝沢、百目木、漆畑、山口、両泉寺、法量、中里、鳥谷附、山屋、川代、段ノ台、新田、川口、府金、蓬畑、長沢 ※12月は28日まで、1月は4日から収集します。	毎週月・木

~ごみ処理施設への直接搬入~
 ごみの種類ごとに計量・精算しますので、分別して搬入してください。
 料金(平成24年4月1日改正)
 家庭ごみ 10kgごとに20円
 事業系一般ごみ 10kgごとに100円
 受付時間:午前8時30分~午後4時30分
 受付日:祝日・休日を除く毎週月~土曜日
 ※12月29日~1月3日は休業日

日曜日の受付日

4月2日	8月6日	12月3日
5月7日	9月3日	1月7日
6月4日	10月1日	2月4日
7月2日	11月5日	3月3日

令和5年度の追加受付日
 12月24日 3月24日

1月の収集日にご注意ください!

1月の「燃えないごみ」と「資源ごみ」の収集日程は次のとおりです。

第1の曜日は、4日(木)~10日(水)
 第2の曜日は、11日(木)~17日(水)
 第3の曜日は、18日(木)~24日(水)
 第4の曜日は、25日(木)~31日(水)

1月の燃えないごみ・資源ごみカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

燃えないごみの収集日程

※12月19日~1月18日は収集しません。

収集地区名	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<沢田地区> 芦名沢、篠沢山開拓、館、深堀、向村、水尻、二ツ家、田屋、太田、太田川原、下洗、三日市 <奥瀬地区> 大畑野、栃久保、高田、立石、生内、仙ノ沢開拓、冷水、道交、中川原、下川目、仙ノ沢、上川目、新川原、小沢口、中ノ渡	第3回目の月	17	15	19	21	18	16	20	18	22	19	18	
<焼山地区> 焼山、十和田湖温泉郷、第二温泉郷 <法量地区> 湖沢、片貝沢、百目木、漆畑、山口、両泉寺、法量、中里、鳥谷附、山屋、川代、段ノ台、新田、川口、府金、蓬畑、長沢	第3回目の金	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	15

資源ごみの収集日程

※12月28日~1月9日は収集しません。

収集地区名	種類	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<沢田地区・奥瀬地区・焼山地区・法量地区>	缶・プラスチック	第1回目の水	5	3	7	5	2	6	4	1	6	10	7	6
芦名沢、篠沢山開拓、館、深堀、向村、水尻、二ツ家、田屋、太田、太田川原、下洗、三日市、大畑野、栃久保、高田、立石、生内、仙ノ沢開拓、冷水、道交、中川原、下川目、仙ノ沢、上川目、新川原、小沢口、中ノ渡、焼山、十和田湖温泉郷、第二温泉郷、湖沢、片貝沢、百目木、漆畑、山口、両泉寺、法量、中里、鳥谷附、山屋、川代、段ノ台、新田、川口、府金、蓬畑、長沢	紙	第2回目の水	12	10	14	12	9	13	11	8	13	17	14	13
	プラスチック	第3回目の水	19	17	21	19	16	20	18	15	20	24	21	20
	びん	第4回目の水	26	24	28	26	23	27	25	22	27	31	28	27

粗大ごみの収集日程(市の事前予約の場合)

粗大ごみの出し方(有料)	収集地区	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※粗大ごみは、収集場所に出さないでください。 ◎ご自分でごみ処理施設に搬入できる場合...10kgごとに20円 ◎自己搬入できない場合...①か②の収集運搬 ①市による収集運搬(要予約) 十和田市まちづくり支援課窓口で処理券を購入し、収集日を予約してください。 ・一辺の最大の長さが120cm未満のもの1個につき500円(税抜) ・一辺の最大の長さが120cm以上のもの1個につき1,000円(税抜) ②一般廃棄物処理業者による収集運搬(直接ご依頼ください)	焼山地区・奥瀬地区・法量地区	第1回目の水	5	3	7	5	2	6	4	1	6	10	7	6
		第2回目の水	12	10	14	12	9	13	11	8	13	17	14	13
		第3回目の水	19	17	21	19	16	20	18	15	20	24	21	20
		第4回目の水	26	24	28	26	23	27	25	22	27	31	28	27

守ろう!ごみを出すときの3つのルール

- ルール1** ごみの区分ごとに正しく分別して、指定のごみ袋で出してください。
- ルール2** お住まいの地域の決められた収集場所へ出してください。
- ルール3** 必ず収集日当日の朝8時までに出してください。

生ごみの水切りにご協力を!!

生ごみの水切りによって、ごみ減量と経費削減につながりますので、ご協力をお願いします。

不法投棄は犯罪です。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処されることがあります。

ごみが残されていたときは?
 ・黄色いシールが貼られていませんか?指定日以外に出している、分別が間違っているなど、収集しない理由をシールでご確認ください。次の指定日に出しなおす際は、袋を替えて出すか、シールを切り取り、切り口をガムテープ等で補修してください。シールが貼られた状態では収集されません。
 ・指定日の朝8時以降にごみを出していませんか?収集は朝8時から始まりますので、必ず朝8時までにごみを出してください。なお、収集時刻は天候やごみの量などにより、いつも同じとは限りません。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

ごみの分別・減量については...十和田市まちづくり支援課 ☎(0176) 51-6726
 ごみの収集・処理については...十和田地域広域事務組合 ☎(0176) 28-2654

ごみ分類表はこちら

Android版
ごみアプリもご利用ください(無料)

iOS版

この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。